

「振草溪谷県立自然公園の公園計画の変更（案）」に対する意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
<p>外来移入種の侵入防止策をソフト・ハード両面で加えて頂きたい。</p>	<p>外来種の侵入防止策について、公園利用者に理解を深めてもらうため、普及・啓発活動を続けてまいります。</p> <p>最新の情報を把握し、生息が確認された場合には、地元市町村と連携し、対策を図ってまいります。</p> <p>また、自然公園内の緑化にあたっては「自然公園における法面緑化指針」（平成27年環境省自然環境局）に基づき、地域固有の生態系に配慮したものとなるよう、県として行為者に対して適切に指導してまいります。</p>
<p>在来種の商業規模の盗掘について、予防策をソフト・ハード両面で加えて頂きたい。</p>	<p>愛知県立自然公園条例では、地域を指定した上で、特定の植物を採取し、又は損傷する行為について、知事の許可を受けることを義務づけており、違反した場合の罰則も設けています。</p> <p>また、愛知県では、地域環境保全委員を任命し、パトロール等の活動により違反行為があれば、愛知県へ報告し、県が必要な指導等を行っています。</p>